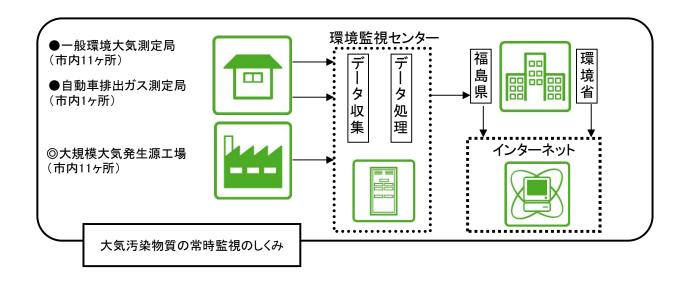
第3章 大気汚染

1 大気汚染の概況

本市は、大気汚染の状況を監視するため、大気汚染に係る環境基準が設定されている物質の うち、二酸化硫黄などの大気汚染物質について、市内12か所で常時測定を行っています。

令和5年度の大気状況は、光化学オキシダント以外の大気汚染物質で環境基準を達成しており、 測定値を前年度と比較すると、すべての物質について横ばいとなっています。

また、ベンゼン等の有害大気汚染物質について調査した結果、環境基準が設定されているすべての物質で基準を達成しています。



2 大気汚染防止対策

(1) 大気汚染とは

大気汚染とは、人間の経済・社会活動に伴う化石燃料の燃焼、化学工業品製造工程などから排出される汚染物質及び火山の爆発などの自然現象に伴って排出される汚染物質による大気の汚染のことをいい、発生源は、事業場の固定発生源と自動車等の移動発生源に大別されます。

(2) 大気汚染に関する法令

大気の汚染に係る環境基準は、環境基本法により「人の健康を保護し生活環境を保全する 上で維持されることが望ましい」基準として設定されており、この環境基準を達成すること を目標に、大気汚染防止法に基づいて規制等を実施しています。

大気汚染に係る環境基準等が定められている物質

大気汚染物質

環境基準設定物質

- ・二酸化硫黄 (SO2) ・二酸化窒素 (NO2)
- ・浮遊粒子状物質 (SPM) ・光化学オキシダント (OX)
- ·一酸化炭素(CO)
- · 徽粒子状物質 (PM2.5)

・非メタン炭化水素 (NMHC)

有害大気汚染物質

※優先取組物質。ただし、測定法が未確定である物質を除く。 ※水銀及びその化合物を含む

環境基準設定物質

- ・トリクロロエチレン
- ・テトラクロロエチレン
- ・ジクロロメタン

ダイオキシン類

指針値設定物質

- アクリロニトリル
- ・塩化ビニルモノマー
- 水銀及びその化合物
- ニッケル化合物
- ・1.2-ジクロロエタン
- ・1.3 ブタジエン
- クロロホルムヒ素及びその化合物
- ・マンガン及びその化合物 ・アセトアルデヒド
- ・ 塩化メチル

※水銀及びその化合物については、平成30年4月1日より有害大気汚染物質から除外されているが、引き続き常時監視を 実施する必要がある物質として位置付けられている。

排出基準等が設定されている物質【大気汚染防止法等】

ばい煙 硫黄酸化物 (SOX)

ばいじん (すずなど)

有害物質 特定有害物質 (未指定)

- ●県条例で上乗せ規制 ・窒素化合物 (NOX)
- ・カドミウム及びその化合物
- 塩素及び塩化水素 7%1Cが来 フッ化水素及びフッ化ケイ素 ・クロム及びその化合物
- ・鉛及びその化合物
- 県条例で規制・燐化水素
- ・銅及びその化合物
- ・亜鉛及びその化合物
- ・シアン化水素
- ・砒素及びその化合物
- ●ダイオキシン類対策特別措置法及び県条例で規制
- ダイオキシン類

揮発性有機化合物

大気中に排出され、又は飛散したときに気体であって、大気中における光化学反応の結果 オキシダントを生成する有機化合物。

粉じん

一般粉じん(セメント粉、石灰粉、鉄粉)

特定粉じん (石綿)

水銀等

水銀及びその化合物

有害大気汚染物質

有害汚染物質に該当する可能性のある物質:247物質

▶うち、優先取組物質:22物質 → うち、早急に排出を抑制すべき物質(指定物質):3種類

自動車排ガス

一酸化炭素(CO)

炭化水素 (HC)

鉛化合物 窒素酸化物 (NOX)

粒子状物質 (PM)

事故時の措置が定められている物質

特定物質

大気汚染防止法で規制:28物質

特定化学物質

県条例で規制:10物質

物の合成、分解その他の化学的処理に伴い発生する物質のうち政令で定めるものを発生する施設について、定められているもの。 施設の故障、破損その他の事故が発生し、特定物質等が大気中に多量に排出されたときは、直ちに応急措置を講じ、速やかに事故の 復旧に努めなければならない。また、直ちに、事故の状況を通報しなければならない。

(3) いわき市の取組

本市は、大気汚染の状況を把握するため、環境基準が設定されている物質を常時監視しているほか、大気環境中のアスベスト濃度や酸性雨の測定を実施しています。

また、大気汚染物質を排出する事業場についても立入検査などを実施し、発生源の監視を行っています。

大 気 環 境 の 監 視

大気汚染物質 (14ページへ)

二酸化硫黄 (SO2) 、二酸化窒素 (NO2) 浮遊粒子状物質 (SPM)、光化学オキシダント (OX) 一酸化炭素 (CO) 、微粒子状物質 (PM2.5) など

テレメータシステムによる24時間測定

ダイオキシン類 (103ページ「第8章化学物質」へ)

アスベスト (37ページへ)

年4回の測定

有害大気汚染物質 (34ページへ)

ベンゼン トリクロロエチレン テトラクロロエチレン ジクロロメタンなど

月1回の測定

酸性雨 (39ページへ)

pH、伝導率、 陰イオン (SO42-、NO3-、C1-) 陽イオン (Na+、K+、Ca2+、Mg2+) など

2週間ごとに測定

大気発生源の監視

立入検査 (44ページへ)

- ●排出状況の検査
 - ・ばい煙発生施設等
 - 揮発性有機化合物排出施設
 - 水銀排出施設
 - ・特定粉じん排出等作業
 - ・ダイオキシン類発生施設 ※第8章化学物質へ
- ●施設の維持管理状況の検査
 - ・ばい煙発生施設等
 - 一般粉じん発生施設

3 大気汚染物質の常時監視

大気汚染物質については、市内に設置している一般環境大気測定局*1 (以下、この章において「一般局」という。)及び自動車排出ガス測定局*2 (以下、この章において「自排局」という。)において、テレメータシステムによる常時測定(24時間毎日連続測定)を行っています。

なお、市内では、現在、一般局11局及び自排局1局により常時測定をしています。

- ※1 住宅地などの一般的な生活空間における大気汚染の状況を把握するため設置される。
- ※2 交差点、道路、道路端付近など、交通渋滞による自動車排出ガスによる大気汚染の影響を受けやすい区域の大気状況を 常時監視することを目的に設置される。

表3-3-1 大気汚染物質の説明

物質名	各物質の説明
二酸化硫黄 (SO ₂)	石油、石炭等を燃焼したときに含有される硫黄(S)が酸化されて発生するもので、高濃度で呼吸器に影響を及ぼすほか、森林や湖沼などに影響を与える酸性雨の原因物質になると言われている。
二酸化窒素 (NO ₂)	発生源は、工場・事業場、自動車、家庭等多種多様である。発生源からは、大部分が一酸化窒素として排出されるが、大気中で酸化されて二酸化窒素になる。 高濃度で呼吸器に影響を及ぼすほか、酸性雨及び光化学オキシダントの原因物質になると言われている。
浮遊粒子状物質 (SPM)	浮遊粉じんのうち、10 μ m以下の粒子状物質のことをいい、ボイラーや自動車の排出ガス等から発生するもので、大気中に長時間滞留し、高濃度で肺や気管などに沈着して呼吸器に影響を及ぼす。
微小粒子状物質 (PM2.5)	大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が2.5 µmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。
光化学 オキシダント (Ox)	大気中の窒素酸化物や炭化水素が太陽の紫外線を受けて化学反応を起こし発生する汚染物質で、光化学スモッグの原因となり、高濃度では、粘膜を刺激し、呼吸器への影響を及ぼすほか、農作物など植物への影響も観察されている。
一酸化炭素 (CO)	炭素化合物の不完全燃焼等により発生し、血液中のヘモグロビンと結合して、酸素を運搬する機能を阻害するなどの影響を及ぼすほか、温室効果ガスである大気中のメタンの寿命を長くすることが知られている。
非メタン炭化水素 (NMHC)	炭化水素は、炭素と水素が結合した有機物の総称である。大気中の炭化水素濃度の評価には、光化学反応に関与する非メタン炭化水素が用いられる。

表3-3-2 大気汚染物質の環境基準

物質	環境上の条件		評 価 方 法
二酸化硫黄 (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。(S48.5.16告示)	長期的 評価	1日平均値である測定値につき、測定値の高い方から 2%の範囲内にあるものを除外した値が0.04ppm以下に維 持されること。ただし、1日平均値が0.04ppmを超えた日が 2日以上連続しないこと。
	T (888 226 (81818128 414)	短期的 評価	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから 0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下 であること。(S53.7.11告示)		均値のうち、年間で低い方から98%に相当するものが aを超えないこと。
浮遊粒子状 物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。(S48.5.8告	長期的 評価	1日平均値である測定値につき、測定値の高い方から 2%の範囲内にあるものを除外した値が0.1mg/m³以下に 維持されること。ただし、1日平均値が0.1mg/m³を超えた 日が2日以上連続しないこと。
(GI III)	示)	短期的 評価	1時間値の1日平均値が0.1mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.2mg/m ³ 以下であること。
微小粒子状 物質 (PM2.5)	1年平均値が15μg/m³以下であり、か つ、1日平均値が35μg/m³以下である こと。(H21.9.9告示)		均値が15μg/m³以下であり、かつ、1日平均値のうち、年間 5から98%に相当するものが35μg/m³以下であること。
光化学 オキシダント (Ox)	1時間値が0.06ppm以下であること。 (S48.5.8告示)	昼間(5	5時から20時まで)の1時間値が0.06ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値	長期的 評価	1日平均値である測定値につき、測定値の高い方から 2%の範囲内にあるものを除外した値が10ppm以下に維持 されること。ただし、1日平均値が10ppmを超えた日が2日 以上連続しないこと。
(CO)	が20ppm以下であること。(S48.5.8告示)	短期的 評価	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ1時間値の8時間平均値(1日を3回の時間帯に区分した場合の8時間平均値)が20ppm以下であること。

(備考)

- 1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
- 2. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。
- 3. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5 μ mの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より 粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。
- 4. 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。
- 5. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム 溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。

表3-3-3 光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針

物質	環境上の条件
	光化学オキシダントの日最高1時間値0.06ppmに対応する午前6時~9時までの3時間平均値が0.20~0.31ppmCの範囲にある。(S51.8.13通知)

(備考) ppmCとは、炭化水素の濃度をメタンに換算したときの濃度単位

表3-3-4 大気汚染常時監視測定局

					測	定項目			
	種 別	測定局名	二酸化硫黄	窒素酸化物	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	光化学オキシダント	一酸化炭素	非メタン炭化水素
1		四倉	0	0	0	-	0	1	-
2		揚 土	0	0	0	0	0	ı	-
3		中央台	0	0	0	-	0	-	_
4		常磐	0	0	0	1	0	1	-
5	_	大 原	0	0	0	0	0	-	0
6	般	金山	0	0	0	-	0	-	-
7	局	上中田	0	0	0	-	0	-	-
8		滝 尻	0	-	0	-	-	-	-
9		中原	0	-	-	-	-	-	-
10		下川	0	-	-	-	-	-	-
11		花ノ井	0	-	-	-	-	-	-
12	自排局	平	-	0	0	-	-	0	0
	合計測別	定数	11	8	9	1	7	1	2

※微小粒子状物質の測定開始時期は次のとおり。

・揚土局:平成25年9月 ・大原局:平成24年10月

〔測定方法〕

① 二酸化硫黄
② 浮遊粒子状物質
③ 窒素酸化物
④ 微小粒子状物質
⑤ 光化学オキシダント
二 紫外線蛍光法
※外線吸収法

⑥ 一酸化炭素 : 非分散型赤外線吸光光度法

⑦ 非メタン炭化水素 : ガスクロマトグラフー水素炎イオン化検出法

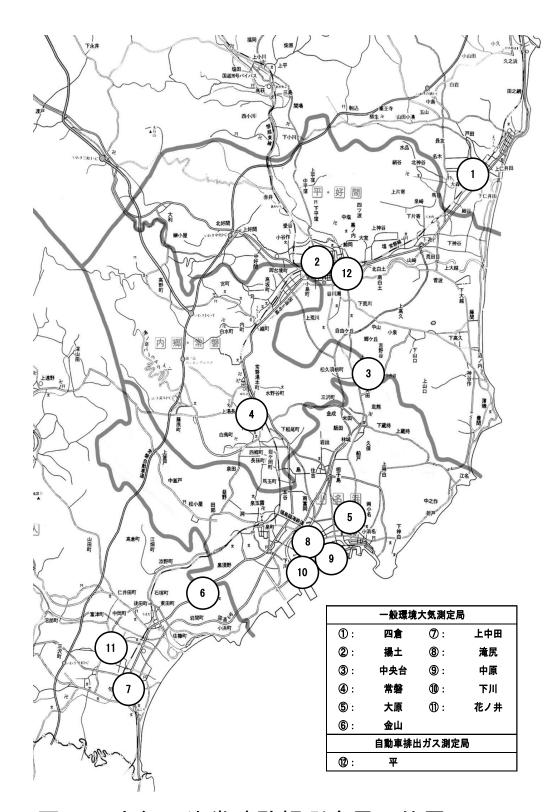


図3-3 大気汚染常時監視測定局の位置

表3-3-5 環境基準の達成状況

(令和5年度)

							浿	定項目	1			7千戌/
	種	測		二酸化	比硫黄	=	浮遊料	並子状 質	微小	光化学	一酸化	比炭素
No.	別	定局名	所 在 地	長期的評価	短期的評価	一酸化窒素	長期的評価	短期的評価	粒子状物質	学オキシダント	長期的評価	短期的評価
1		四倉	四倉町狐塚字松橋20	0	0	0	0	0	-	42	_	_
2		揚土	平字揚土5	0	0	0	0	0	0	29	-	_
3		中央台	中央台鹿島1丁目55	0	0	0	0	0	ı	36	1	_
4		常磐	常磐湯本町栄田11	0	0	0	0	0	ı	38	ı	_
5	_	大 原	小名浜大原字六反田22	0	0	0	0	0	0	33	-	-
6	般	金 山	金山町朝日台1	0	0	0	0	0	1	40	-	-
7	局	上中田	錦町重殿15	0	0	0	0	0	ı	44	_	-
8		滝 尻	泉町滝尻字高見坪1	0	0	ı	0	0	ı	ı	1	-
9		中原	小名浜字中原5-1	0	0	ı	-	1	ı	ı	ı	_
10		下川	泉町下川字宿ノ川19	0	0	-	-	ı	١	ı	-	-
11		花ノ井	錦町鬼越下64	0	0	_	-	-	1	ı	_	_
12	自排局	平	平字正内町22	-	-	0	0	0	ı	ı	0	0
測定局数					11	8	9	9	2	7	1	1
超過局数					0	0	0	0	0	7	0	0

(備考)

^{1 「}〇」は、環境基準の達成を示す

² 数字(太字)は、1年間のうち環境基準を超過した日数を示す(光化学オキシダント)

(1) 二酸化硫黄

11 測定局(すべて一般局)で測定した結果は、 $\mathbf{表3-3(1)-1}$ のとおりで、環境基準の長期的評価及び短期的評価ともに全測定局で達成しました。

測定局の年平均値は、表3-3(1)-3のとおりで、測定局別に前年度と比較すると、すべての測定局で「横ばい」 (注1) となっています。

なお、全測定局における平均値 (0.001ppm)は、令和4年度における県内平均値 (一般局:0.001ppm) 及び全国平均値 (一般局:0.001ppm) と同程度となっています。

(注1) 「横ばい」とは、前年度との差が±0.005ppm未満の場合をいう。

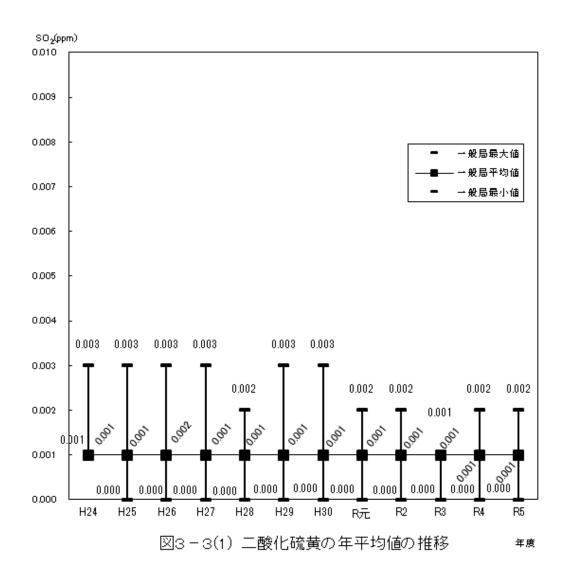


表3-3(1)-1 二酸化硫黄の測定結果

(令和5年度)

													令和5年度)	
種	測定	用途	有効測	測定	年平	<評値 1時間 0.04pi つ、1	m方法 値の om以	1日平均 Fであり gが0.1p	匀値が リ、か	1時間値	長期的評価 〈評価方法〉 1日平均値の2%除外値が0.04ppm 以下であること。ただし、1日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。			
	局	地	定	時	均		値が		匀値が	の最高値	日平均値		環境基準の 長期的評価	
別	名	域	数	間	値		間数と	0.04ppr た日数 割			の2%除 外値	を超えた日 が2日以上 連続したこ との有無	による日平 均値が 0.04ppmを超 えた日数	
			日	時間	ppm	時間	%	日	%	ppm	ppm	有×無〇	日	
	四倉	調整	359	8587	0.001	0	0.0	0	0.0	0.008	0.002	0	0	
	揚土	住居	362	8621	0.001	0	0.0	0	0.0	0.008	0.002	0	0	
	中央台	住居	365	8697	0.001	0	0.0	0	0.0	0.013	0.002	0	0	
	常磐	住居	364	8685	0.001	0	0.0	0	0.0	0.011	0.002	0	0	
	大 原	住居	366	8694	0.001	0	0.0	0	0.0	0.039	0.007	0	0	
般局	金 山	調整	365	8695	0.000	0	0.0	0	0.0	0.014	0.001	0	0	
7125	上中田	準工	366	8695	0.001	0	0.0	0	0.0	0.014	0.001	0	0	
	滝 尻	住居	365	8699	0.001	0	0.0	0	0.0	0.029	0.002	0	0	
	中 原	工業	365	8689	0.002	0	0.0	0	0.0	0.043	0.005	0	0	
	下川	準工	366	8700	0.000	0	0.0	0	0.0	0.013	0.001	0	0	
	花ノ井	住居	366	8693	0.000	0	0.0	0	0.0	0.019	0.001	0	0	

表3-3(1)-2 二酸化硫黄の1時間値が0.1ppmを超えた局数と時間数

年度	出現割合 (m/n)**	時間数			測	定 局 内	訳			
H24	0/11	0	-	-	-	-	_	-	_	-
H25	0/11	0	-	-	-	-	_	-	_	-
H26	0/11	0	-	-	-	-	_	-	-	-
H27	0/11	0	-	_	-	-	_	_	_	-
H28	0/11	0	-	_	_	-	_	_	_	-
H29	1/11	1	中 原1	-	_	-	_	_	_	-
H30	1/11	2	中 原2	-	-	-	_	_	_	-
R√T	1/11	1	中 原1	-	-	-	_	_	_	-
R2	0/11	0	-	-	-	-	_	_	_	-
R3	0/11	0	-	-	-	-	-	-	_	-
R4	0/11	0	-	-	-	-	_	_	_	-
R5	0/11	0	_	-	-	_	_	-	_	-

(備考) m: 出現局数 n: 二酸化硫黄測定の全測定局数

表3-3(1)-3 二酸化硫黄年平均値の経年変化(単位:ppm)

種	測定	用途			12 10 1710		3 12 - 3 1	年 度						
別	局名	地域	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
	四倉	調整	0.001	0.001	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001	0.001	0.000	0.001	0.001
	揚土	住居	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
	中央台	住居	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
	常磐	住居	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
_	大 原	住居	0.003	0.003	0.003	0.003	0.002	0.002	0.003	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001
般	金 山	調整	0.001	0.001	0.001	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
局	上中田	準エ	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
	滝 尻	住居	0.001	0.001	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
	中 原	工業	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.003	0.003	0.002	0.001	0.001	0.002	0.002
	下川	準工	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.000	0.001	0.000	0.000
	花ノ井	住居	0.001	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
4	測定局平	均值	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001

(2) 二酸化窒素

8 測定局(一般局 7 、自排局 1)で測定した結果は、**表 3 - 3 (2) - 1** のとおりで、全測定局で環境基準を達成しました。

測定局の年平均値は、 $\mathbf{表}3-3(2)-2$ のとおりで、測定局別に前年度と比較すると、すべての測定局で「横ばい」 $^{(21)}$ となっています。

なお、全測定局における平均値(0.004ppm)は、令和4年度の県内平均値(0.004ppm)と同程度であり、令和4年度の全国平均値(0.008ppm)を下回っています。

(注1) 「横ばい」とは、前年度との差が±0.005ppm未満の場合をいう。

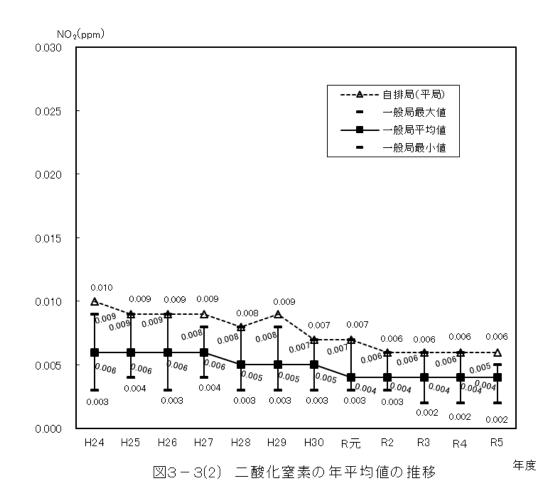


表3-3(2)-1 一酸化窒素、二酸化窒素及び窒素酸化物の測定結果

		回 C ₂									_
10+N0 ₂)		年平均值 NO ₂ /(NO +NO ₂)	%	9.08	82.1	79.2	9.08	81.3	67.4	73.3	72.0
窒素酸化物(NO+NO ₂)		日 (型) (型) (型) (型) (型) (型) (型) (型) (型) (型)	mdd	0.007	0.009	0.010	0.010	0.017	0.007	0.014	0.017
素酸化料	- 性 55	旧値の最高値	mdd	0.026	0.041	0.033	0.039	0.072	0.032	0.067	0.078
B#H	#	计 乜 值	mdd	0.003	0.003	0.005	0.004	0.007	0.004	0.007	0.008
	ئ ئ	98%記録 では か が が の 0.00 を を が が が が が が が が が が が が が が 合 合 に の に の に の に の に の に の に る に る に る に る	Ш	0	0	0	0	0	0	0	0
	下である; こと。	日 神 の 野 の の の の の の の の の の の の の の の の の	mdd	900.0	0.007	0.008	0.008	0.013	0.005	0.010	0.011
	それ以 えない	E =3	%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	又は・	日平均値 が0.04ppm 以上 0.06ppm以 下の日数 とその割 合	Ш	0	0	0	0	0	0	0	0
2)	イント 7.06 ppr	E	%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
ON) 🛎	でのゾ	ロ平均値 が0.06ppn を超えた 日数とそ の割合	ш	0	0	0 0	0 0	0	0	0	0
二酸化窒素(NO ₂))ppm≢ ≌∮&ŧ		%	0:0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
日日	、ら0.06、	1時間値 が0.1ppm 以上 0.2ppm以 下の時間 数とその 割合	時間(0	0 0	0 0	0 0	0	0	0 0	0
	4 ppm /b ந்த		%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	直が0.0 にバぼう	1時間値 が0.2ppm を超えた 時間数と その割合	時間	0	0	0 0	0 0	0	0	0	0
	置く 1日平均値 でうち、低	- 時間値の最高値 - 力力を開る	mdd	0.018	0.022	0.026	0.020	0.031	0.024	0.033	0.034
	<環境基準> 1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。 <評価方法> 1日平均値のうち、低いほうから98%に相当するものが0.06ppmを超えないこと。	年 平 均 値	mdd	0.003	0.003	0.004 0	0.003	0.005	0.002	0.005	0.006
(Q	<u> </u>	日 中 の の の の の の の の の の の の の の の の の の	mdd	0.001	0.002	0.003	0.003	900.0	0.002	0.004	900.0
酸化窒素(NO	- 性 5		mdd	0.011	0.027	0.016	0.024	0.051	0.027	0.039	0.048
— 略	#	计 乜 個	mdd	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.002	0.002
		点 再 間	時間	8695	8591	8698	9698	8687	8697	8695	8693
	有 効	別 定 日 数	П	366	359	366	366	365	366	365	365
	旺	後 地 域		調整	住居	住居	住居	住居	調整	華工	商業
		定 局 名		回	基土	中央台	验	大原	金田	上中田	片
		華 尼					一般同				自排局

表3-3(2)-2 二酸化窒素年平均値の経年変化

(単位:ppm)

		用途					:	年	度	Ę	, ,	<u> </u>		
種別	測定局名	地域	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
	四倉	調整	0.003	0.004	0.003	0.004	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.002	0.002	0.003
	揚土	住居	0.006	0.006	0.005	0.005	0.004	0.005	0.004	0.004	0.004	0.003	0.003	0.003
	中央台	住居	0.006	0.006	0.005	0.005	0.005	0.005	0.004	0.004	0.004	0.003	0.004	0.004
般局	常磐	住居	0.006	0.006	0.006	0.006	0.005	0.005	0.005	0.004	0.004	0.003	0.004	0.003
同	大 原	住居	0.009	0.009	0.009	0.008	0.007	0.008	0.007	0.007	0.006	0.006	0.006	0.005
	金 山	調整	0.004	0.004	0.004	0.004	0.003	0.004	0.003	0.003	0.003	0.002	0.003	0.002
	上中田	準工	0.008	0.008	0.007	0.007	0.008	0.008	0.007	0.006	0.006	0.006	0.006	0.005
	一般局平均	値	0.006	0.006	0.006	0.006	0.005	0.005	0.005	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004
自排局	平	商業	0.009	0.009	0.009	0.010	0.008	0.009	0.007	0.007	0.006	0.006	0.006	0.006
全	測定局平均	<u> </u>	0.006	0.007	0.006	0.006	0.005	0.006	0.005	0.005	0.005	0.004	0.004	0.004

(3) 浮遊粒子状物質

9 測定局(一般局8、自排局1)で測定した結果は、**表3-3(3)-1**のとおりで、環境 基準の長期的評価及び短期的評価ともに全測定局で達成しました。

測定局の年平均値は、 $\mathbf{表3-3(3)-2}$ のとおりで、測定局別に前年度と比較すると、すべての測定局で「横ばい」 (注1) となっています。

なお、全測定局における平均値 $(0.011 mg/m^3)$ は、令和4年度の県内平均値 $(0.010 mg/m^3)$ 及び令和4年度の全国平均値 $(0.013 mg/m^3)$ と同程度となっています。

(注1) 「横ばい」とは、前年度との差が±0.010mg/m³未満の場合をいう。

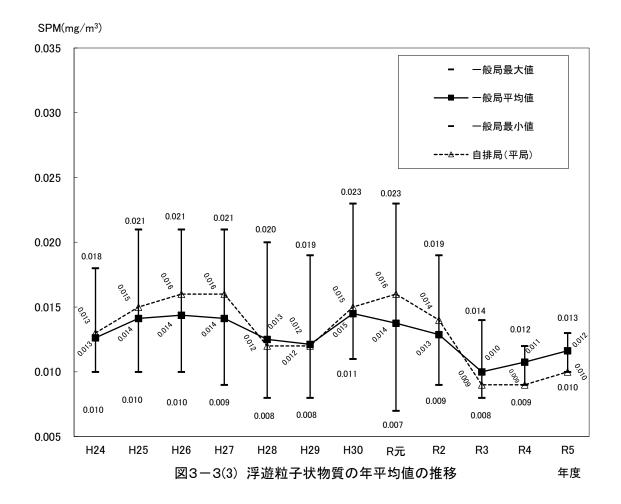


表3-3(3)-1 浮遊粒子状物質の測定結果

(令和5年度)

		定 途 局 地	有効	測	年	<評価 1時間(0.1 mg/	短期的 方法> 値の1日 M以下 値が0.2 た。	平均値 であり、	iが かつ、	1時間	<評価方法> 1日平均値の2%	長期的評価 6除外値が0.1mg/ P均値が0.1mg/m パこと。	/㎡以下であるこ
別	測定局名	途	測定日数	定時間	平均值	0.20mg 超えた	∄値が g/m³を 時間数)割合	0.10 m _i	日数と	値の最 高値	日平均値の 2%除外値	0.10mg/m ³ を 超えた日が2 日以上連続し	環境基準の 長期的評価に よる日平均値 が0.10mg/m ³ を超えた日数
			日	時間	mg/m³	時間	%	日	%	mg/m³	mg/m³	有×無O	E
	四倉	調整	364	8737	0.012	0	0.0	0	0.0	0.083	0.037	0	0
	揚土	住居	360	8661	0.012	0	0.0	0	0.0	0.068	0.033	0	0
	中央台	住居	364	8734	0.011	0	0.0	0	0.0	0.047	0.026	0	0
一 般	常磐	住居	363	8728	0.012	0	0.0	0	0.0	0.076	0.033	0	0
局	大 原	住居	364	8736	0.013	0	0.0	0	0.0	0.127	0.032	0	0
	金山	調整	359	8696	0.010	0	0.0	0	0.0	0.089	0.028	0	0
	上中田	準エ	364	8738	0.011	0	0.0	0	0.0	0.110	0.027	0	0
	滝 尻	住居	364	8735	0.012	0	0.0	0	0.0	0.092	0.033	0	0
自排局	平	商業	364	8737	0.010	0	0.0	0	0.0	0.071	0.029	0	0

表3-3(3)-2 浮遊粒子状物質年平均値の経年変化

(単位:mg/m3)

種別	測定局名	用途						年	度					g,
作生力リ	別足问句	地域	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
	四倉	調整	0.011	0.011	0.013	0.012	0.010	0.009	0.013	0.011	0.010	0.009	0.011	0.012
	揚土	住居	0.011	0.011	0.011	0.011	0.012	0.013	0.014	0.013	0.012	0.011	0.012	0.012
	中央台	住居	0.012	0.013	0.013	0.014	0.011	0.011	0.014	0.015	0.014	0.008	0.010	0.011
— 的几	常磐	住居	0.012	0.015	0.016	0.015	0.014	0.013	0.012	0.011	0.011	0.009	0.011	0.012
般局	大 原	住居	0.018	0.021	0.021	0.021	0.020	0.019	0.023	0.023	0.016	0.011	0.012	0.013
	金山	調整	0.012	0.014	0.014	0.014	0.012	0.011	0.015	0.014	0.012	0.008	0.009	0.010
	上中田	準工	0.010	0.010	0.010	0.009	0.008	0.008	0.011	0.007	0.009	0.010	0.010	0.011
	滝 尻	住居	0.015	0.018	0.017	0.017	0.013	0.013	0.014	0.016	0.019	0.014	0.011	0.012
_	-般局平均	値	0.013	0.014	0.014	0.014	0.013	0.012	0.015	0.014	0.013	0.010	0.011	0.012
自排局	平	商業	0.013	0.015	0.016	0.016	0.012	0.012	0.015	0.016	0.014	0.009	0.009	0.010
全	全測定局平均値		0.013	0.014	0.015	0.014	0.012	0.012	0.015	0.014	0.013	0.010	0.011	0.011

(4) 微小粒子状物質

2 測定局(すべて一般局)で測定した結果は、 $\mathbf{表3-3(4)-1}$ のとおりで、全測定局で環境基準を達成しました。

測定局の年平均値は、 $\mathbf{表}3-3(4)-2$ のとおりで、測定局別に前年度と比較すると、すべての測定局で「横ばい」 $^{(21)}$ となっています。

また、全測定局における年平均値($7.5\,\mu\,\mathrm{g/m^3}$)は、令和 4 年度の県内平均値($7.0\,\mu\,\mathrm{g/m^3}$)及び全国平均値($8.8\,\mu\,\mathrm{g/m^3}$)と同程度となっています。

(注1) 「横ばい」とは、前年度との差が $\pm 1.5 \mu g/m^3$ 未満の場合をいう。

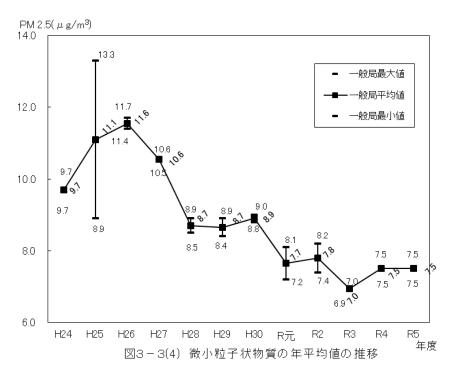


表3-3(4)-1 微小粒子状物質の測定結果

(令和5年度)

種 別	測定局名	用途地域	有効測定日数	年平均値	日平均値の 年間98%値		が35 μ g/m³を 数とその割合
			日	μ g/m 3	$\mu \mathrm{g/m}^3$	日	%
一般局	揚土	住居	359	7.5	18.4	0	0.0
一板向	大 原	住居	364	7.5	18.5	0	0.0

表3-3(4)-2 微小粒子状物質年平均値の経年変化

(単位: μg/m3)

													(+ ±.,	
種別	測定局名	用途						年	度					
作主力的	从人们们	地域	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
— 般	揚土	住居	-	8.9	11.7	10.5	8.9	8.4	8.8	8.1	8.2	7.0	7.5	7.5
局	大 原	住居	9.7	13.3	11.4	10.6	8.5	8.9	9.0	7.2	7.4	6.9	7.5	7.5
全	測定局平均	匀值	9.7	11.1	11.6	10.6	8.7	8.7	8.9	7.7	7.8	7.0	7.5	7.5

(5) 光化学オキシダント

7測定局(すべて一般局)で測定した結果は、 $\mathbf{表3-3}$ (5) -1 のとおりで、全測定局で環境基準(1時間値が 0.06ppm 以下であること。)を達成しておらず、達成率は全国の状況(令和 4 年度: 0.1%)と同様に低いものとなっています。なお、基準を上回った時間数は、四倉局の 187 時間が最多となっています。

市内の光化学オキシダント濃度が高くなる原因は、主に他地域における汚染気塊が、気流等によって流入したことによるものと考えられます。

測定局の昼間(午前5時~午後8時)の1時間値の年平均値は、表3-3(5)-2のとおりで、測定局別に前年度と比較すると、すべての測定局で「横ばい」(注1)となっています。なお、全測定局における昼間の日最高1時間値の年平均値(0.043ppm)は、令和4年度の県内平均値(0.043ppm)及び令和4年度の全国平均値(0.046ppm)と同程度となっています。

(注1) 「横ばい」とは、前年度との差が±0.005ppm未満の場合をいう。

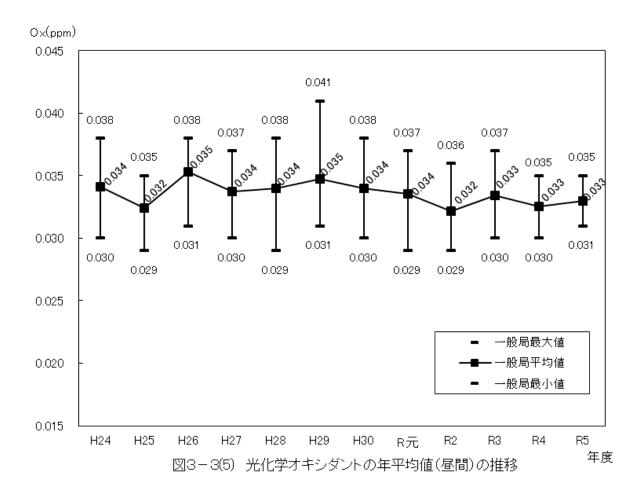


表3-3(5)-1 光化学オキシダントの測定結果

(令和5年度)

										, 1-	1110千尺/
種	測	用	昼間測	昼間測	<評価方	が0.06ppm 法>		ること。	[₹] 0.06ppml	以下である	ること。
別	定 局 名	途地域	定日数	定時間	昼間の1 時間値の 年平均値	昼間の11 0.06ppmを 数と時	超えた日	昼間の11 0.12ppmを 数と時		昼間の1 時間値の 最高値	昼間の日 最高1時 間値の年 平均値
			田	時間	ppm	田	時間	日	時間	ppm	ppm
	四倉	調整	366	5451	0.035	42	187	0	0	0.098	0.046
	揚土	住 居	364	5402	0.033	29	112	0	0	0.082	0.043
_	中央台	住 居	366	5450	0.033	36	157	0	0	0.101	0.044
般	常磐	住 居	366	5447	0.032	38	164	0	0	0.096	0.044
局	大 原	住 居	366	5448	0.031 33 108			0	0	0.100	0.044
	金山	調整	366	5451	51 0.035 40 171 0 0 0.101 0.04				0.045		
	上中田	準 工	366	5448	48 0.032 44 177 0 0 0.100 0.045					0.045	

表3-3(5)-2 光化学オキシダント年平均値(昼間の1時間値)の経年変化

(単位:ppm)

													(+ 14 · 1	PIII/
種	測定局名	用途						年	度					
別	別た何石	地域	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
	四倉	調整	0.038	0.035	0.038	0.037	0.038	0.041	0.038	0.037	0.036	0.037	0.035	0.035
	揚土	住 居	0.034	0.033	0.036	0.034	0.034	0.034	0.034	0.033	0.032	0.033	0.032	0.033
_	中央台	住 居	0.036	0.034	0.037	0.035	0.035	0.035	0.034	0.035	0.033	0.035	0.034	0.033
般	常磐	住 居	0.035	0.032	0.035	0.034	0.034	0.035	0.035	0.034	0.031	0.033	0.032	0.032
局	大 原	住 居	0.031	0.030	0.034	0.031	0.032	0.032	0.031	0.032	0.030	0.032	0.031	0.031
	金 山	調整	0.035	0.034	0.036	0.035	0.036	0.035	0.036	0.035	0.034	0.034	0.034	0.035
	上中田	準工	0.030	0.029	0.031	0.030	0.029	0.031	0.030	0.029	0.029	0.030	0.030	0.032
	≧測定局平	均値	0.034	0.032	0.035	0.034	0.034	0.035	0.034	0.034	0.032	0.033	0.033	0.033

(6) 一酸化炭素

自排局である平局で測定した結果は、 $\mathbf{表3-3(6)-1}$ のとおりで、環境基準の長期的評価及び短期的評価ともに達成しました。

また、年平均値は 0.2ppm で、前年度と比較して「横ばい」 $^{(\pm 1)}$ となっており、令和 4年度における県内平均値(0.2ppm)及び全国平均値(0.3ppm)と同程度となっています。

(注1) 「横ばい」とは、前年度との差が±0.5ppm未満の場合をいう。

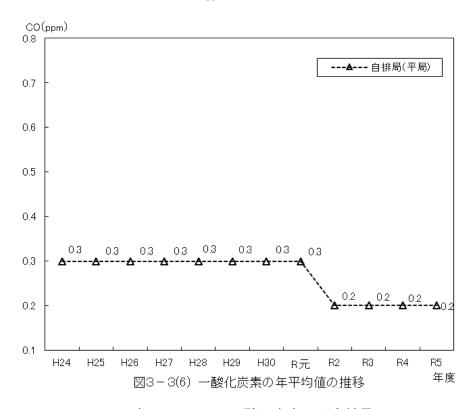


表3-3(6)-1 一酸化炭素の測定結果

(令和5年度)

													(中州3十段)
						短	期	的 評	価		長其	明 的 i	評 価
	201	_	有	測	年		方法:				<評価方法		
	測	用	効	77.1				日平均				D2%除外値 <i>7</i> ただし、1日平	が10ppm以下
種			293					きあり、 時間平				た日が2日以	
	定	途	測	定	平	が20pi					いこと。	./	×土 注 切して
			定							値の最			
		طال	上	時	均	1時間		日平均	匀値が	高値		日平均値が	環境基準の
D.I	局	地	日			時間平 が20p		10ppn			日平均値の	10ppmを超え た日が2日以	長期的評価による日平均値
別				間	値	超えた		えた日			2%除外值		が10ppmを超
	名	域	数			とその	割合	その害	引合			との有無	えた延日数
				n+ 88	***************************************		0.4		0,			+ #	
			田	時間	ppm	□	%	日	%	ppm	ppm	有∙無	日
自排局	平	商業	366	8753	0.2	0	0	0	0	1.3	0.3	無	0

表3-3(6)-2 一酸化炭素年平均値の経年変化

(単位:ppm)

種別	測定局名	田冷地博						年	度					
作里力」	測止问句	用速地域	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
自排局	平	商業	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2

(7) 炭化水素 (メタン・非メタン炭化水素)

2測定局(一般局1、自排局1)で測定した結果は、 $\mathbf{表3-3}$ (7) -1 のとおりで、非メタン炭化水素の午前6時から午前9時までの3時間平均値が指針値を超えた日数は、自排局で6日 (1.7%) でした。

なお、非メタン炭化水素濃度の3時間平均値の年平均値(0.09ppmC)は、令和4年度の 県内平均値(0.07ppmC)及び全国平均値(0.11ppmC)と同程度となっています。

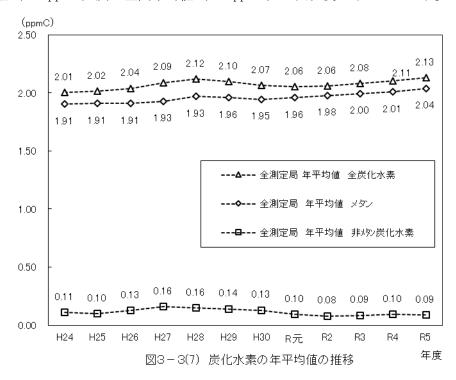


表3-3(7)-1 炭化水素の6~9時における測定結果

(令和5年度)

	測	用		測	メタン(CH ₄)	非メタ	ン炭化水素(N	MHC)	全炭	化水素(T-	-HC)
種別	定	途	6 ~ 9 時測定 日数	定		<指針値> 午前6時~9時 0.31ppmCの範	までの3時間平 囲にあること。		年平均値	最高値	最低値
נינל	局名	地域		間		年平均値		が0.31ppmCを とその割合			
	40	地	日	時間	ppmC	ppmC	日	%	ppmC	ppmC	ppmC
一般局	大原	住宅	365	8672	2.02	0.06	0	0.0%	2.08	2.42	1.87
自排局	平	商業	363	8647	2.06	0.12	6	1.7%	2.18	4.88	1.94

(備者) ppmCとは、メタン濃度を基準にした濃度を示す。

表3-3(7)-2 炭化水素の経年変化(6~9時における年平均値)

(単位:ppmC)

														(単位)	: ppmC)
種別	測定	用途	項目						年	度					
作生力リ	局名	地域	炽 口	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
			メタン	1.92	1.93	1.93	1.94	1.94	1.96	1.96	1.97	2.00	2.01	2.02	2.02
一般局	大原	住宅	非メタン炭化水素	0.11	0.09	0.11	0.10	0.10	0.09	0.08	0.07	0.07	0.07	0.07	0.06
			全炭化水素	2.02	2.02	2.04	2.04	2.04	2.05	2.03	2.04	2.07	2.08	2.09	2.08
			メタン	1.89	1.89	1.89	1.92	2.00	1.96	1.93	1.95	1.96	1.98	2.00	2.06
自排局	平	商業	非メタン炭化水素	0.11	0.11	0.14	0.22	0.20	0.19	0.18	0.12	0.09	0.10	0.12	0.12
			全炭化水素	1.99	2.01	2.04	2.14	2.20	2.15	2.10	2.07	2.05	2.08	2.12	2.18

4 いわき市の大気汚染緊急時における対応について

本市は、市内の大気汚染緊急時(注1)における健康被害を防止するため、「いわき市大気汚染常時監視要綱」及び「いわき市大気汚染緊急時対策要領」を策定し、二酸化硫黄や光化学オキシダントについて、大気汚染緊急時に係る予報(注2)を発令するとともに、予報及び注意報等(注3)発令時における措置(事業場へのばい煙量排出削減の要請、関係機関への注意喚起等)を定めています。令和5年度においては、二酸化硫黄および光化学オキシダントについての発令はありませんでした。

- (注1) 「大気汚染緊急時」とは、市内で常時監視している大気汚染物質の濃度が高くなり、健康被害が発生するおそれがあると判断されるレベルに到達し、かつ、この状況が継続すると判断される場合をいう。
- (注2) 予報については、「福島県大気汚染緊急時対策要綱」に基づき、福島県も発令を行う。
- (注3) 注意報以上(注意報、警報及び重大警報)については、「福島県大気汚染緊急時対策要綱」に基づき、 福島県のみが発令を行う。

20 4 1 1070万	しし十八 ピンノ 圧息 取光 中 1	、
注意報発令年度	発令回数	被害届出者数(人)
昭和50年度	3	31
昭和51年度	1	2
昭和53年度	1	38
平成18年度	1	0
平成21年度	3	11
平成22年度	1	0
平成27年度	1	0

表3-4-1 市内の光化学スモッグ注意報発令状況及び被害届出状況

表3-4-2 いわき市大気汚染常時監視要綱に基づく二酸化硫黄の予報発令基準

123	. = 0 1/2 1/2/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1	ち时血沈女們に全 ノハー殴り	5987C++ 1 1K25 1- 12 1
発令 区分	発令の基準	対象工場に要請する措置	解除の基準
第1段階予報	二酸化硫黄濃度の1時間値が 0.06ppm以上の状態になり、かつ、気 象状況等によりその状態が継続する と認められるとき。	二酸化硫黄排出量の削減準備	
第2段階予報	二酸化硫黄濃度の1時間値が 0.08ppm以上の状態になり、かつ、気 象状況等によりその状態が継続する と認められるとき。	二酸化硫黄排出量の削減	発令の基準に該当しない状態 になり、かつ、気象状況等によ りその状態が継続すると認め られるとき。
第3段階予報	二酸化硫黄濃度の1時間値が 0.1ppm以上の状態になり、かつ、気 象状況等によりその状態が継続する と認められるとき。	通常二酸化硫黄排出量の概ね 20%の削減	

⁽備考) 「通常二酸化硫黄排出量」は、対象工場から排出される二酸化硫黄の量であって、予報の発令時以前の5時間における1時間当たりの平均値をいう。

表3-4-3 いわき市大気汚染常時監視要綱に基づく光化学オキシダントの予報発令基準

発	令	の	基	準	対象	エキ	易に	要請	青す	る丼	昔置	f	解	除	の	基	準
光化学オ 0.1ppm以 況等によ れるとき。	上の状態	態になり	し、かつ	、気象状	燃料等	手の不	要不定	急の炉	燃焼	の自		つ、気	象状		よりその		なり、か が継続す

5 いわき市のPM2.5に係る対応について

福島県は、「PM2.5 に係る対応について」を定め、県内の9測定局(本市は2測定局)のうち1局でも基準を超えた場合、県内全域を対象として、「PM2.5 注意喚起情報」の提供を行っています。

なお、県から注意喚起情報の提供があったとき、本市でも、「いわき市の PM2.5 に係る対応について」に基づき、注意喚起情報の提供を行っています。

令和5年度においては、県からの注意喚起情報の提供はありませんでした。

表3-5-1 PM2.5注意喚起情報の提供について

注意喚起情報提供年度	回数	基準を超過した測定局
平成25年度	1	会津若松局

表3-5-2 福島県のPM2.5注意喚起情報提供の基準

	注意喚起の基準	注意喚起の目途	対象地域	解除の基準
午前中	県内の測定局のいずれかで、午前5 時から午前7時までの1時間値の平 均値が85μg/㎡超過したとき。	午前7時30分	福自旧众 研	午後7時までのPM2.5濃度 の1時間値が2時間連続し て50μg/㎡以下に改善し た場合、又は、午後7時ま
午後	県内の測定局のいずれかで、午前5 時から正午までの1時間値の平均値 が80μg/㎡超過したとき。	午後0時30分	福島県全域	でに解除の基準を満たさない場合は、午前0時をもって自動解除となる。

(備考) 注意喚起情報の提供及び注意喚起の解除は、近隣局の濃度推移傾向も考慮して実施されます。

6 有害大気汚染物質モニタリング調査

本市は、大気汚染防止法第 18 条の 44 第 1 項及び第 22 条第 1 項に基づき、有害大気汚染物質について、優先取組物質を中心とした環境モニタリング調査を平成 9 年度から実施しています。

有害大気汚染物質とは

『継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある(長期毒性を有する)物質で大気の汚染の原因となるもの』であり、この有害大気汚染物質に該当する可能性のある物質のうち、22物質が優先的に対策に取組むべき物質(優先取組物質)として選定されている。そのうち、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンの4物質については、環境基準が設定されており、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにするため、その維持又は早期達成に努めるものとされている。

● 有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質:247物質

全ての物質に大気汚染防止法の規定が適用されるものではないが、健康被害の未然防止の 見地から、行政は物質の有害性、大気環境濃度等に関する基礎的情報の収集整理に努めると ともに、事業者等は自主的に排出等の抑制に努めることが期待されるもの

● 優先取組物質:22物質

大気汚染防止法の規定が適用され、行政は、優先取組物質に特に重点を置いて、物質の有害性、大気環境濃度、発生源等について体系的に詳細な調査を行うほか、事業者に対して排出又は飛散の抑制技術の情報等の提供等に努め、事業者の自主的な排出等の抑制努力を促進するもの

● 指針値設定物質:10物質

有害性評価に係るデータの科学的信頼性において制約がある場合も含めて検討された、環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値であり、現に行われている大気モニタリングの評価にあたっての指標や、事業者による排出抑制努力の指標としての機能を果たすことが期待できるもの

※ なお、<u>水銀及びその化合物</u>については、平成30年4月1日より有害大気汚染物質から除外されているが、引き続き常時監視を実施する必要がある物質として位置づけられている。

- 有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質(247物質)※1

-優先取組物質(22物質) **-**

・ベンゼン ・トリクロロエチレン ・テトラクロロエチレン ・ジクロロメタン

-指針値(10物質)-

- ・アクリロニトリル・塩化ビニルモノマー・ニッケル化合物
- ・クロロホルム ・1,2-ジクロロエタン・1,3-ブタジエン・ヒ素及びその化合物

.....

- ・マンガン及びその化合物 ・アセトアルデヒド ・塩化メチル
- ・クロム及び三価クロム化合物 ・六価クロム化合物 ・酸化エチレン
- ・トルエン ・ベリリウム及びその化合物 ・ベンゾ[a]ピレン ・ホルムアルデヒド
- ・ダイオキシン類※2
- ・その他 226物質※3
- ※1 水銀及びその化合物については、平成30年4月1日より有害大気汚染物質から除外されているが、 引き続き常時監視を実施する必要がある物質として位置づけられている。
- ※2 ダイオキシン類対策特別措置法により対応している。
- ※3 有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質である「クロム及びその化合物」は、優先取組物質においては「クロム及び三価クロム化合物」及び「六価クロム化合物」の2つの物質として分類されているため、優先取組物質以外の物質数は226物質となる。

表3-6-1 有害大気汚染物質の環境基準

物質	環境基準	用途など
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること	さまざまな化学物質の原料に用いられる 自動車や工場等からの排出ガスから発生
トリクロロエチレン	1 年 平 均 値 が0 19mg/m (1) 下でなるとし	代替フロンの原料や金属表面に付着した油の 除去などに用いられる
テトラクロロエチレン	1分) 牧地 かりりゃっ/ゃっけ トでなるとし	代替フロンの原料や金属表面に付着した油の 除去などに用いられる
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること	溶剤や金属表面に付着した油の除去などに用いられる

(備考)

- 1 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
- 2 ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

表3-6-2 有害大気汚染物質(水銀及びその化合物を含む)による健康リスクの低減を 図るための指針となる数値(指針値)

物質	指針値	用途など
アクリロニトリル	1年平均値が2μg/m³以下であること	合成樹脂の原料など
塩化ビニルモノマー	1年平均値が10μg/m³以下であること	ポリ塩化ビニルなどの合成樹脂の原料
クロロホルム	1年平均値が18 μ g/m³以下であること	代替フロンやフッ素の原料など
1,2-ジクロロエタン	1年平均値が1.6 μ g/m ³ 以下であること	塩化ビニルモノマーの原料など
水銀及びその化合物	1年平均値が0.04μg Hg/m ³ 以下であること	電池、蛍光灯、アマルガムなど
ニッケル化合物	1年平均値が0.025 µ g Ni/m ³ 以下であること	合金、触媒、電池など
1,3-ブタジエン	1年平均値が2.5μg/m ³ 以下であること	合成ゴム、合成樹脂の原料など
ヒ素及びその化合物	1年平均値が6ng As/m ³ 以下であること	液晶ガラス原料、半導体材料など
マンガン及びその化合物	1年平均値が0.14μg Mn/m ³ 以下であること	合金、鉄鋼製品脱酸剤など
アセトアルデヒド	1年平均値が120μg/m³以下であること	化学物質(塗料溶剤、防腐剤等)の合成原料
塩化メチル	1年平均値が94 µ g/m ³ 以下であること	シリコーン樹脂、界面活性剤等の原料

(備考)

- 7 指針値は、現段階では「有害性評価に係るデータの科学的信頼性」が不十分であっても、大気モニタリングや事業者の排出抑制 の指標として設定されたもので、環境基準とは区別されている。
- 2 水銀及びその化合物については、平成30年4月1日より有害大気汚染物質から除外されているが、引き続き常時監視を実施する必要がある物質として位置づけられている。

第3章 大気汚染

令和5年度は市内3か所の大気測定局敷地内において、優先取組物質計22物質(水銀及びその化合物を含む。)について測定しました(優先取組物質のうち、ダイオキシン類の調査結果については第8章を参照)。

測定の結果、環境基準の定められているベンゼン等4物質については、測定したすべての地点で環境基準を下回りました。

また、指針値が設定されているアクリロニトリル等 11 物質のうち、ヒ素及びその化合物を除く 10 物質については、測定したすべての地点で指針値を下回りました。ヒ素及びその化合物については、1 地点で指針値を上回りましたが、これは市内の事業場の影響によるものと考えられます。

その他7物質の測定結果は、全国調査結果(令和4年度)の範囲内となっています。

表3-6-3 有害大気汚染物質(水銀及びその化合物を含む)調査結果

(令和5年度)

[単位: µg/m (* はng/m)]

	(千位· μg/ III / * 16/1g/ III/)								
No.	測定地点	全国標準 監視地点	地域特設	:監視地 <u>点</u>	環境基 準値等	地域分類別の全国平均値 (濃度範囲)			
	別足項目	揚土局	大原局	中原局	干胆寸		()底及型四)		
1	ベンゼン	0.44	_	_	3	一般環境	0.62 (0.18 ~ 2.1	
2	トリクロロエチレン	0.088	_	_	130	一般環境	0.29 (0.0022 ~ 5.1	
3	テトラクロロエチレン	0.0055	_	_	200	一般環境	0.076 (0.0030 ~ 0.73	
4	ジクロロメタン	0.75	_	_	150	一般環境	1.3 (0.24 ~ 9.6	
5	アクリロニトリル	0.0014	_	_	2	一般環境	0.041 (0.0015 ~ 0.34	
6	塩化ビニルモノマー	0.0049	_	_	10	一般環境	0.027 (0.00090 ~ 0.41	
7	クロロホルム	0.12	_	_	18	一般環境	0.19 (0.058 ~ 1.7	
8	1,2-ジクロロエタン	0.093	_	_	1.6	一般環境	0.11 (0.033 ~ 0.30	
9	水銀及びその化合物*	1.7		5.6	40	一般環境	1.6 (0.50 ~ 4.0	
9	小 越及びての化合物*	1.7	_	5.0	40	発生源周辺	2.0 (1.1 ~ 7.1	
10	ニッケル化合物*	1.1	_	_	25	一般環境	2.1 (0.11 ~ 15	
11	1,3-ブタジエン	0.0092	_	_	2.5	一般環境	0.062 (0.0023 ~ 1.70	
10	ヒ素及びその化合物*	2.2	3.3	9.5	6	一般環境	0.91 (0.050 ~ 3.2	
12	□糸及いての旧□物*	2.2	3.3	9.5	0	発生源周辺	3.2 (0.11 ~ 13	
13	マンガン及びその化合物*	7.8		_	140	一般環境	16 (0.015 ~ 120	
14	アセトアルデヒド	1.1	_	_	120	一般環境	1.9 (0.55 ~ 8.6	
15	塩化メチル	1.1	_	_	94	一般環境	1.4 (0.31 ~ 3.0	
16 17	クロム及びその化合物* (クロム及び三価クロム化合物、 六価クロム化合物)	0.81	_	_		一般環境	3.7 (0.079 ~ 29	
18	酸化エチレン	0.042	_	_	1\	一般環境	0.061 (0.012 ~ 0.31	
19	トルエン	1.9	_	_	1 \	一般環境	4.6 (0.061 ~ 28	
20	ベリリウム及びその化合物*	0.0067	_	_	1 \	一般環境	0.016 (0.0010 ~ 0.084)	
21	ベンゾ(a)ピレン*	0.045	_	_	1 \	一般環境	0.15 (0.0092 ~ 1.9	
22	ホルムアルデヒド	1.4	_	_	1 \	一般環境	2.4 (0.69 ~ 11	

(備考)

- 1 No.1~4は、環境基準が設定されている測定項目(年平均値で評価)。
- 2 No.5~15は、指針値が設定されている測定項目(年平均値で評価)。
- 3 全国平均値及び濃度範囲は 「令和4年度大気汚染状況について(令和4年度有害大気汚染物質等に係る常時監視結果) (環境省水・大気環境局)」から引用。

7 アスベスト調査

大気環境中のアスベスト濃度を把握するため、年4回アスベスト等の測定を実施しています。

令和5年度は、市内2か所で大気中の総繊維数 (注1) 濃度を測定した結果、濃度範囲はND~0.22 (本/リットル) の範囲となり、大気汚染防止法第 18 条の5に規定する特定粉じん発生施設に係る隣地との敷地境界におけるアスベストの規制基準 (10本/リットル) に比べて低い値になっています。

なお、アスベスト等の測定については、環境省によるアスベストモニタリングマニュアル(第4.2版:令和5年3月現在)に基づき、令和元年度より総繊維数濃度としています。

(注 1) 総繊維数とは、長さ $5~\mu$ m 以上、幅(直径) $3~\mu$ m 未満で、かつ長さと幅の比(アスペクト比)が 3:1 以上のアスベストを含む繊維状物質を計数したものをいう。

アスベストとは

石綿(イシワタまたはセキメン)ともいわれ、天然に存在する繊維状の鉱物である。主成分は、 珪酸マグネシウム塩で蛇紋石石綿と角閃石石綿に大別される。

その繊維が極めて細いため、研磨機、切断機などの施設での使用や、飛散しやすい吹付け石綿などの除去等において所要の措置を行わないと石綿が飛散して人が吸入してしまうおそれがある。以前はビル等の建築工事において、保温断熱の目的で石綿を吹き付ける作業が行われていたが、昭和50年に原則禁止された。

その後も、スレート材、ブレーキライニングやブレーキパッド、防音材、断熱材、保温材などで使用されていたが、現在では製造等が禁止されている。

石綿は、そこにあること自体が直ちに問題なのではなく、飛び散ること、吸い込むことが問題となるため、労働安全衛生法や大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律などで予防や飛散防止等が図られている。

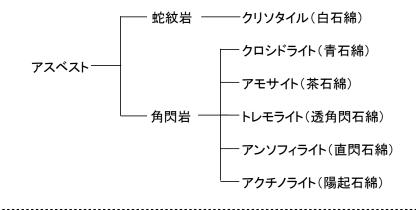


表3-7 アスベスト等の測定結果

(単位:本/スス)

测字基本	測中左曲		測定結果			
測定地点	測定年度	春 期	夏期	秋 期	冬 期	
	平成26年度	0.12	0.13	0.10	0.10	
	平成27年度	0.14	0.16	0.09	0.06	
	平成28年度	0.06	0.28	0.16	0.26	
	平成29年度	0.08	0.05	0.08	0.05	
環境監視センター	平成30年度	0.11	0.07	0.05	0.11	
敷地内 (大原局)	令和元年度	(0.23)	(0.64)	(0.58)	(0.21)	
()(),()()	令和2年度	(0.29)	(0.31)	(0.26)	(0.22)	
	令和3年度	(0.32)	(0.07)	(0.06)	ND	
	令和4年度	(0.15)	(0.20)	(0.056)	(0.081)	
	令和5年度	(0.22)	ND	(0.088)	(0.056)	
揚土局	平成29年度	0.13	0.08	0.06	0.06	
	令和5年度	(0.064)	(0.11)	(0.070)	(0.056)	
金山局	令和元年度	(0.13)	(0.67)	(0.36)	(0.26)	
上中田局	令和2年度	(0.25)	(0.21)	(0.25)	(0.25)	
加会 已	平成28年度	0.08	0.20	0.09	0.08	
四倉局	令和4年度	(0.081)	(0.29)	ND	(0.056)	
中央台局	平成30年度	0.17	0.11	0.06	0.09	
	平成26年度	0.14	0.18	0.12	0.09	
常磐局	令和3年度	(0.07)	(80.0)	(0.07)	(0.05)	
花ノ井局	平成27年度	0.15	0.16	0.10	0.08	

(備考) 数値はアスベスト濃度、()は、総繊維数濃度を示す。 ND(不検出)は、検出下限未満であることを示す。

8 酸性雨調査

大気汚染常時監視の一環として、酸性物質等の沈着量について年間を通して把握することにより、酸性雨対策のための基礎資料を得ることを目的に、昭和 59 年度から継続的に調査を行っています。

また、東北都市環境問題対策協議会の共同調査の一環として、酸性雪(雨)調査を併せて行っています。

酸性雨とは

化石燃料などの燃焼で生じた硫黄酸化物や窒素酸化物などを起源とする酸性物質が、雨、霧、雪などに溶け込み地表に降ってくるものを湿性降下物、ガスやエアロゾルなど乾いた粒子等の形で降ってくるものを乾性降下物といい、両者を併せた酸性降下物全体を酸性雨と呼ぶ。酸性雨の目安は p H5.6 とされているが、これは大気中の二酸化炭素が炭酸イオンとして雨水に飽和した際に p H5.6 を示すためである。(ただし、自然界では噴火などの火山活動で酸性のガスが放出され、 p H5.0 くらいまで下がることがある。)

欧米では、酸性雨によると考えられる湖沼の酸性化や森林の衰退が報告され、国境を越えた国際的な問題となっている。 一方、日本では、欧米並みの酸性雨が観測されているが、生態系への影響については明確な兆候はみられていない。しか し、酸性雨が今後も降り続けば、将来、影響が顕在化するおそれがある。

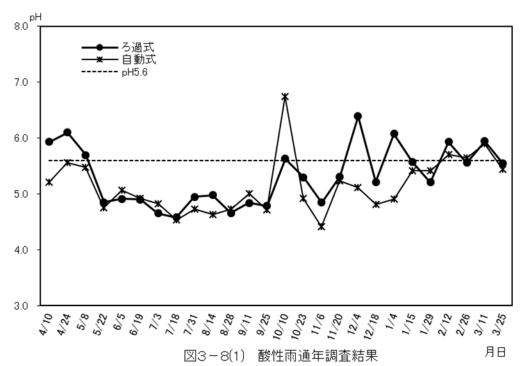
また、酸性雨の特色として、硫黄酸化物や窒素酸化物などの原因物質が、発生源となる地域から数千キロも離れた地域に 影響を及ぼす性質がある。酸性雨は、従来、先進国の問題と考えられてきたが、近年、開発途上国における工業化の進展に より、大気汚染物質の排出量は増加しており、広域的な酸性雨の被害も大きな問題となってきている。

(1) 通年調査

環境監視センター屋上にろ過式採取装置及び自動開閉式採水装置を設置し、2種類の採取 方法により、2週間毎に降水を採取しました。

調査の結果、令和5年度における市内の酸性雨状況の年平均は、ろ過式が pH5.02、自動開閉式が pH5.00 で、全国環境研協議会第6次酸性雨全国調査(令和3年度)と比較すると、全国の地点別平均値(4.55~6.28)の範囲内であり、本市の酸性雨状況は全国とほぼ同程度と考えられます。

また、平成9年度からの本市の全降雨 pH の年平均は 4.51~5.59 (ろ過式・自動開閉式含む。) の範囲内で推移しています。



37

表3-8(1)-1 酸性雨(通年)調査の全降水pH結果

(令和5年度)

捕集期間		5ù	過式	自動開閉式			
No.	1 用	未 捌	[B]	降水量		降水量	
	月日	~	月日	mm	рН	mm	рН
1	3月27日	~	4月10日	36.31	5.93	33.44	5.22
2	4月10日	~	4月24日	30.57	6.10	21.34	5.57
3	4月24日	~	5月8日	92.99	5.70	94.27	5.47
4	5月8日	{	5月22日	37.26	4.85	27.71	4.75
5	5月22日	~	6月5日	65.29	4.91	121.97	5.07
6	6月5日	~	6月19日	98.73	4.90	133.76	4.92
7	6月19日	~	7月3日	44.90	4.65	38.22	4.82
8	7月3日	~	7月18日	50.00	4.58	47.77	4.54
9	7月18日	~	7月31日	18.15	4.95	13.69	4.72
10	7月31日	~	8月14日	31.53	4.98	26.75	4.63
11	8月14日	~	8月28日	41.08	4.66	37.90	4.72
12	8月28日	~	9月11日	207.01	4.84	191.08	5.01
13	9月11日	~	9月25日	52.55	4.79	58.28	4.72
14	9月25日	~	10月10日	61.15	5.63	42.04	6.74
15	10月10日	~	10月23日	36.62	5.30	29.30	4.93
16	10月23日	~	11月6日	18.15	4.84	19.43	4.42
17	11月6日	~	11月20日	99.36	5.31	92.04	5.24
18	11月20日	~	12月4日	1.24	6.39	1.02	5.12
19	12月4日	~	12月18日	20.38	5.22	18.79	4.81
20	12月18日	~	1月4日	7.01	6.08	6.37	4.91
21	1月4日	~	1月15日	3.82	5.58	3.50	5.42
22	1月15日	~	1月29日	108.28	5.21	111.46	5.42
23	1月29日	~	2月12日	13.69	5.93	12.74	5.70
24	2月12日	~	2月26日	37.90	5.56	28.34	5.64
25	2月26日	~	3月11日	70.06	5.94	56.37	5.90
26	3月11日	?	3月25日	31.85	5.55	26.43	5.44
	降水量	換算合	<u></u>	1315.9	5.02(平均)	1294.0	5.00(平均)

(備考) 降雨水捕集面積は、ろ過式、自動開閉式ともに314.0cm²

(2) 酸性雪(雨)調査

令和4年度で終了しました。

9 事故等緊急時の調査

工場における火災などにより、人の健康もしくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがある特定物質が大気中に多量に排出された際には、直ちに現地調査を実施し、原因究明及び再発防止に係る指導等を行っています。

令和5年度に発生した「いわき市公害防止条例」に定める大気汚染事故の発生件数は計9件で、 その内訳は、表3-9のとおりです。

なお、令和5年度は、「大気汚染防止法(以下、この章において「法」という。)」又は「福島県生活環境の保全等に関する条例(以下、この章において「県条例」という。)」に基づく措置を命じた事故はありませんでした。

事故内訳	件数
排出ガス等の大気放出	3
	6
合 計	9

表3-9 大気汚染事故の内訳(令和5年度)

10 法令に基づく届出状況

法及び県条例により、ばい煙や粉じんの発生施設を設置、変更又は廃止等する場合、届出が義 務づけられています。

令和5年度末における事業場からの届出状況は、次のとおりです。

(1) ばい煙発生施設 (表3-10(1))

法に基づくばい煙発生施設数は、708施設(177事業場)となっています。

(2) 揮発性有機化合物排出施設 (表 3 -10(2))

法に基づく揮発性有機化合物排出施設数は、10施設(4事業場)となっています。

(3) 一般粉じん発生施設 (表 3-10(3))

法に基づく一般粉じん発生施設数は、335施設(60事業場)となっています。

(4) 特定粉じん発生施設 (表3-10(4))

法に基づく特定粉じん発生施設は、設置されていません。

(5) 特定粉じん排出等作業 (表3-10(5))

法に基づく特定粉じん排出等作業届出件数は、29件となっています。

(6) 水銀排出施設 (表 3-10(6))

法に基づく水銀排出施設数は、31施設(15事業場)となっています。

(7) ばい煙指定施設(表3-10(7))

県条例に基づくばい煙指定施設数は、99施設(23事業場)となっています。

◆法に基づく届出状況(令和6年3月末現在)

表3-10(1) ばい煙発生施設設置状況

番号	施設名	施設数
1	ボイラー	511
3	金属精錬用 焙焼炉等	3
5	金属精製等用 溶解炉	9
6	金属熱処理等用 加熱炉	6
9	窯業製品用 溶融炉等	22
10	無機化学工業品用 反応炉等	4
11	乾燥炉	24
13	廃棄物焼却炉	20
14	亜鉛精錬用 焙焼炉等	17
19	塩素反応施設等	27
21	燐酸質肥料用 反応施設等	2
24	鉛第二次精錬用 溶解炉	1
25	鉛蓄電池用 溶解炉	13
29	ガスタービン	3
30	ディーゼル機関	46
	施設合計	708
	届出事業場数	177

(備考)施設番号は、大気汚染防止法施行令別表第一による。

表3-10(2) 揮発性有機化合物排出施設設置状況

番号	施設名	施設数
1	溶剤使用化学製品製造用乾燥施設	5
2	塗装施設	1
4	粘着テープ等接着用乾燥施設	4
	施設合計	10
	届出事業場数	4

(備考)施設番号は、大気汚染防止法施行令別表第一の二による。

表3-10(3) 一般粉じん発生施設設置状況

番号	施設名	施設数
1	コークス炉	0
2	堆積場	85
3	コンベア	187
4	破砕機・摩砕機	39
5	ふるい	24
	施設合計	335
	届出事業場数	60

(備考)施設番号は、大気汚染防止法施行令別表第二による。

表3-10(4) 特定粉じん発生施設設置状況

番号	施設名	施設数
1	解綿用機械	0
2	混合機	0
3	紡績用機械	0
4	切断機	0
5	研磨機	0
6	切削用機械	0
7	破砕機・摩砕機	0
8	プレス	0
9	穿孔機	0
	施設合計	0
	届出事業場数	0

(備考)施設番号は、大気汚染防止法施行令別表第二の二による。

表3-10(5) 特定粉じん排出等作業実施状況

	届出の種類	作業実施件数		
番号	作業の 廷叛	通常作業	緊急時	
		法第18条の 15第1項	法第18条の 15第2項	
1	解体作業	25	0	
2	改造·補修作業	6	0	
	作業数計	31	0	
	届出数計	28	0	

(備考)作業の種類の番号は、大気汚染防止法施行令第三条の四による。

表3-10(6) 水銀排出施設設置状況

20 10(0) 小蚁肝田池战战巨小儿		
番号	施設名	施設数
1	小型石炭混焼ボイラー	1
2	石炭燃焼ボイラー	0
3	一次施設(銅又は工業金)	8
4	一次施設(鉛又は亜鉛)	1
5	二次施設(銅、鉛又は亜鉛)	3
6	二次施設(工業金)	0
7	セメントの製造の用に供する焼成炉	0
8	廃棄物焼却炉	18
9	水銀回収施設	0
	施設合計	31
	届出事業場数	15

(備考)施設番号は、大気汚染防止法施行規則別表第三の三による。

◆県条例に基づく届出状況(令和6年3月末現在)

表3-10(7) ばい煙指定施設設置状況

番号		施設名	施設数
ばい煙指定	1	金属精製等用 溶解炉	0
	2	無機化学工業用焼成炉	30
	3	製銑·製鋼等用 電気炉	0
施に	4	廃棄物焼却炉	1
設係る	5	活性炭原料用炭化施設	0
2	1	ボイラー(石炭燃料)	5
指	2	ボイラー(廃棄物固形化燃料等)	3
定有	3	建設用粘土製造用焼成炉	0
害物	4	燐酸質肥料等製造用反応施設等	2
質に	5	化学製品用食塩電解施設	8
係る	6	廃棄物焼却炉	15
ばい	7	銅·鉛·亜鉛製錬用焙焼炉	17
煙指	8	銅•鉛•亜鉛二次製錬等用 溶解炉	5
定施	9	鉛蓄電池用 溶解炉	13
設	10	コークス炉	0
施 設 合 計			99
/ 144 -4-1	23		

(備考)施設番号は、福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第一による。

11 大気発生源立入検査

本市は、大気環境基準等を維持・達成するため、法及び県条例に基づき、固定発生源に対し立 入検査を行い監視指導を行っています。

表3-11-1 工場・事業場から排出される大気汚染物質に対する規制方式とその概要

物質名		物質名	主な発生の形態等	規制の方式と概要	
	硫黄酸化物 (SOx)		ボイラー、廃棄物焼却炉等における燃料や 鉱石等の燃焼	排出口の高さ(He)及び地域ごとに定める定数Kの値に応じて規制値(量)を設定	
	ばいじん		同上及び電気炉の使用	施設・規模ごとの排出基準(濃度)	
		カドミウム、 カドミウム化合物	銅、亜鉛、鉛の精錬施設における燃焼、化 学的処理	施設ごとの排出基準	
ばい煙	_	塩素、 塩化水素	化学製品反応施設や廃棄物焼却炉等にお ける燃焼、化学的処理	施設ごとの排出基準	
	有害物質	フッ素、 フッ化水素、 フッ化ケイ素	アルミニウム精錬用電解炉やガラス製造用 溶融炉等における燃焼、化学的処理	施設ごとの排出基準	
	,,	鉛、 鉛化合物	銅、亜鉛、鉛の精錬施設等における燃焼、 化学的処理	施設ごとの排出基準	
		窒素酸化物 (NOx)	ボイラ―や廃棄物焼却炉等における燃焼、 合成、分解等	施設・規模ごとの排出基準	
			VOCを排出する次の施設		
揮発性有機化合物 (VOC)		有機化合物 	化学製品製造・塗装・接着・印刷における 乾燥施設、吹付塗装施設、洗浄施設、貯蔵 タンク	施設ごとの排出基準	
粉	一般	りおじん	ふるいや堆積場等における鉱石、土砂等の 粉砕・選別、機械的処理、堆積	施設の構造、使用、管理に関する基準 ・集じん機、防塵カバー、フードの設置、散 水等	
じん	特定	と粉じん	1. 切断機等における石綿の粉砕、混合その他の機械的処理	事業場の敷地境界基準	
	(石組		2. 吹き付け石綿使用建築物等の解体・改 造・補修作業	建築物解体時等の除去、囲い込み、封じ込 め作業に関する基準	
			水銀を排出する次の施設		
水銀等			石炭火力発電所、産業用石炭燃焼ボイラー、非鉄金属製造に用いられる精錬及び 焙焼の工程、廃棄物焼却設備、セメントクリンカー製造設備	施設・規模ごとの排出基準	
			特定施設において故障、破損等の事故時	事故時における措置を規定	
特定物質(28物質)		質(28物質)	行た他故において成岸、城頂寺の争成時に発生	・事業者の復旧義務、都道府県知事への 通報等	
			247物質(群)	知見の集積等、各主体の責務を規定	
有害大			このうち「優先取組物質」として22物質	・事業者及び国民の排出抑制等自主的取組、国の科学的知見の充実、自治体の汚染状況把握等	
気汚染物質	指 定 物	ベンゼン	ベンゼン乾燥施設等	施設・規模ごとに抑制基準	
		トリクロロエチレン	トリクロロエチレンによる洗浄施設等	施設・規模ごとに抑制基準	
			テトラクロロエチレンによるドライクリーニン グ機等	施設・規模ごとに抑制基準	

(備者)

- 1 有害物質については、福島県知事により、物質ごとに上乗せ基準が設定されている。
- 2 福島県生活環境の保全等に関する条例では、大気汚染防止法の規制対象外の事項について規制を行っている。

(1) ばい煙発生施設等検査

法及び県条例に定めるばい煙発生施設等を有する事業場の排出基準の適合状況について確認するため、令和5年度は2事業場に対し、窒素酸化物など延べ16項目の検査を行いました。検査の結果、検査した2事業場のうち1事業場において、法及び県条例の排出基準を下回っていたものの、本市と締結している公害防止協定における協定値の超過を確認したため、早急に改善するよう指導を行いました。

(2) 特定粉じん排出等作業検査

法に定める特定粉じん排出等作業届出 29 件のうち、10 件に対し、作業基準等に係る遵守 状況の確認検査を行いました。

(3) 大気発生源届出状況確認検査

法に定めるばい煙発生施設等及び県条例に定めるばい煙指定施設を有する事業場に対し、 当該施設に係る維持管理状況の確認検査を行いました。

検査の結果、検査した 36 事業場のうち6事業場において、法及び県条例に係る違反を確認したため、早急に改善するよう指導を行いました。

表3-11-2 大気発生源立入検査指導内容

指 導 事 項		延べ施設数
	排出基準超過	0
	測定不実施、測定回数不足、未記録、未保存及び虚偽の記録	0
指導内容	氏名の変更等の届出書及び承継届出書の未届出	19
	設置届出書・変更届出書及び使用届出書の未届出	2
	設置届出書等の届出内容の不備	0
		21
是正指導した事業場数		6事業場